

【参考資料】

1 新・やまなし農業大綱策定の経緯

平成 27 年 7 月 15 日 新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会の設置

平成 27 年 8 月 10 日 第 1 回 新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会
本県農業・農村の現状および情勢について
今後の農業・農村振興の方向性について

平成 27 年 8 月 20 日 地域説明会

～ 8 月 24 日

- ・ 8 月 20 日 中北農務事務所
 峡南農務事務所
 富士・東部農務事務所
- ・ 8 月 24 日 峡東農務事務所

平成 27 年 9 月 14 日 第 2 回 新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会
今後 5 年間の取り組みについて
大綱素案（概要）について

平成 27 年 11 月 5 日 パブリックコメントの実施（26 日間）

～ 11 月 30 日



2 新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本県農業振興の基本指針となる「新・やまなし農業施策大綱（仮称）」（以下「大綱」という。）を策定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

（委員会）

第4条 委員会には委員長を置く

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（所掌事項）

第5条 委員会は、大綱の策定に係る、次に掲げる事項に関し意見提言を行うものとする。

（1）施策の方向と具体的な推進事項

（2）地域別重点推進事項

（3）その他大綱の策定に関して必要な事項

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

[別表]

新・やまなし農業施策大綱（仮称）策定検討委員会 委員名簿

氏名	役職等
あしざわ かなえ 芦澤 香苗	Kanae フードビジネス研究所 代表
うえの ひろふみ 上野 博史	前農林中央金庫 理事長
おぎの いさお 荻野 勇夫	山梨県農業会議 会長
おざわ ひろし 小澤 博	（公社）山梨県果樹園芸会 会長
かざま もとき 風間 元規	東仲倶楽部 会長
けんもつ まさゆき 剣持 雅幸	（株）流通研究所 代表取締役
さとう ひろこ 佐藤 裕子	富士山すみれパティスリー 代表
しらくら まさし 白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長（北杜市長）
つ の まさやす 津野 正康	山梨県養殖漁業協同組合 組合長
はった ともこ 八田 知子	やまなし女将の会 副会長
はやかわ まさゆき 早川 正幸	山梨大学理事・副学長
ばんの さとし 伴野 聡	山梨中央青果（株）代表取締役社長
ひろせ ひさのぶ 廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
むこうやま かずみ 向山 かず美	農業生産法人黒富士農場 取締役
むらまつ のぼる 村松 昇	（株）村松農園 代表取締役

（50音順、敬称略）



新・やまなし農業大綱

- 「地域の魅力の原動力『やまなし農業』」を目指して -

編集 山梨県農政部農政総務課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

TEL: 055-237-1111 (代表)

URL: <http://www.pref.yamanashi.jp/nousei-som/index.html>